

平成 29 年度公共事業予算編成方針

平成 29 年度公共事業予算編成においては、「平成 29 年度当初予算調製方針」に基づき、社会資本整備を取り巻く環境の変化を見極めながら、所要の調整を行うこととします。

1 対象公共事業

農林水産部、県土整備部が所管する次の公共事業を対象とします。

- ① 直轄事業負担金
- ② 国補公共事業
- ③ 県単公共事業
- ④ 災害復旧事業

2 予算編成の基本的な考え方

(1) 「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の着実な推進

第二次行動計画に掲げた目標の実現に向けた取組を着実に推進することを基本方針とし、必要な社会資本整備に取り組むこと。

(2) 公共事業の重点化

全ての事業について、社会経済情勢の変化、地域の実情、事業の進捗状況を勘案し、緊急性・優先度を検討したうえで、重点化を図りその総額を抑制すること。

3 予算要求基準

(1) 政策的経費

平成 28 年度当初予算額（一般財源）の 55% が公共事業総合推進本部に示されることとなっています。対象となる公共事業については、以下のことに留意して、所要の調整を行うこととする。

- ① 直轄事業負担金については、国の予算編成の状況を十分把握のうえ見積ること。
- ② 国補公共事業については、国の予算編成の状況を十分把握のうえ、投資効果、優先度、事業進捗を十分考慮して見積ること。
- ③ 県単公共事業については、県民ニーズに配慮し、国補公共事業等他事業との関連を考慮して見積もること。特に、維持管理費用については、公共土木施設等の機能保全と安全な利用に配慮して見積ること。

(2) 災害復旧

過年発生 of 災害復旧については、残事業量、施行年度割等を精査して見積ること。

(3) 特定政策課題枠

「平成 29 年度三重県経営方針（案）」における、「重点取組の考え方」に基づく取組については、平成 29 年度特定政策課題枠として、それぞれ政策的経費とは別に見積るものとする。